

市町村森林整備計画概要図【船橋市】 3



(凡 例)

市町村界		国 道	
J R		県 道	
鉄 道 等		森林の総合利用施設	
民 有 林、森林法施行規則第33条第 1 号ロの規定に基づく区域			
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く))			
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く))			

1/25000
0 500m 1000m 2500m

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を使用した。(承認番号 平30情使 第102号)